

会計年度任用職員(児童青少年課 児童指導業務補助員)登録案内

1 会計年度任用職員について

会計年度任用職員とは1会計年度(各年4月1日から翌年3月31日まで)内の任期を定めて任用される一般職の非常勤職員です。

採用されてから1か月間の条件付き採用期間があり、その間の能力実証の結果が良好である場合、本採用となります(採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで条件付き採用期間を延長します)。

また、任期終了後も、同一の職務内容と認められる職への公募によらない選考(勤務成績を資料とした選考)を受けることができます。

2 登録について

会計年度任用職員の登録は、年間を通して随時受け付けています。登録期間は、「登録日(年度をまたぐ場合は4月1日)」から別添「登録申込書」の勤務条件欄に記載いただく「勤務開始可能日の属する年度の末日(3月31日)」までです。

(例1)勤務開始可能日:令和7年4月1日

→登録期間:令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(例2)勤務開始可能日:令和7年6月1日

→登録期間:登録日から令和8年3月31日まで

(例3)勤務開始可能日:令和8年2月1日

→登録期間:登録日から令和8年3月31日まで

※次年度の勤務を希望される場合は、登録受付を開始しましたら市報及び市ホームページにてお知らせしますので、ご確認ください。

市所定の履歴書(顔写真を貼付の上、必要事項を記入してください。)及び登録申込書を西東京市子ども若者部児童青少年課(田無第二庁舎2階)へ持参又は郵送してください。

提出した書類は一切お返しできませんので、あらかじめご了承ください。

登録申込書にて、あらかじめ希望する勤務条件を登録していただき、欠員が生じた場合に条件の合う方にご連絡をし、面接させていただきます。面接に合格された方は、採用の有無に関わらず、勤務開始可能日の属する年度の末日まで採用候補者名簿に登載されます。

ご希望の条件に合う求人がない等の理由で、登録期間中に連絡を差し上げない場合があります。

就職先が決まった等の理由で、登録を取り消したい場合は、担当までご連絡ください。

3 欠格条項(次のいずれかに該当する方は登録できません)

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるま

での人

イ 西東京市において懲戒免職の処分を受け、その日から2年を経過しない人

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 主な勤務条件等

勤務条件等は主なものであり、実際の勤務と異なる場合があります。面接試験のご案内の際に、業務内容、勤務日、勤務時間等を詳しくご説明します。

※当市の他の職(任用)と合計して一週あたり 38 時間 45 分以上働くことはできません。

※報酬額は現時点のものです。今後、改定される場合もあります。

職名	児童指導業務補助員	
業務内容	学童クラブ運営に関する業務(児童対応、施設維持、障がい児補助、日誌作成等)	
時間単価	1,330円(有資格)、1,230円(無資格)	
勤務場所	西東京市内学童クラブ(公設公営)	
勤務日数及び 勤務時間	支援の単位補助	月曜日から金曜日までの週3日～5日程度 午後1時から午後6時までの1日5時間
	障がい児補助	ただし、三季休業中及びその他所属長が指定する日は、午前8時 30 分から午後6時のうち所属長が指定する7時間 30 分以内の時間
	指導員補助	原則正午をまたぐ勤務の場合、1時間の休憩時間あり
	週休補助	土曜日 午前8時 30 分から午後6時のうち所属長が指定する7時間 30 分以内の時間 原則正午をまたぐ勤務の場合、1時間の休憩時間あり
	夏季アルバイト	西東京市立小学校の夏休み期間で 月曜日から土曜日までの週3日～5日程度 午前8時 15 分から午後6時のうち所属長が指定する7時間 30 分以内の時間 原則正午をまたぐ勤務の場合、1時間の休憩時間あり

	指導員代替	原則、月曜日から土曜日までの週5日 午前 11 時から午後6時までの1日6時間 ただし、三季休業中及びその他所属長が指定する日は、午前8時 30 分から午後6時のうち所属長が指定する7時間 30 分以内の時間 原則正午をまたぐ勤務の場合、1時間の休憩時間あり ※相談により勤務日数、勤務時間の変更は可能です。
主なお仕事	支援の単位補助 (主にア・イ・カ)	ア 児童対応 イ 学童クラブ運営に関する業務(施設の清掃・遊具の整理整頓等) ウ 障がい児の補助(食事・トイレ介助等) エ 日誌作成 オ 要請があった場合、近隣学童クラブへ派遣 ※原則として指導員補助の方 カ その他所属長が必要と認める事務に関すること ※ <u>担当のお仕事はあくまでも目安です。担当外のお仕事をお願いすることもありますのでご了承ください。</u>
	障がい児補助 (主にウ・エ・カ)	
	指導員補助 (主にア・イ・オ・カ)	
	週休補助 (主にア・イ・カ)	
	夏季アルバイト (主にア・イ・カ)	
	指導員代替	ア 学童クラブ指導員の退職または産休・育休・病休等に伴い、欠員が生じた場合、学童クラブ指導員に代わって学童クラブの運営を行う イ その他所属長が必要と認める事務に関すること
期末手当	西東京市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例により、一定の条件を満たす場合に支給あり	
社会保険等	健康保険(共済組合)、厚生年金保険、雇用保険 ※健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより加入	
休暇・休業等	労働基準法及び西東京市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき付与	
雇入れ時健康診断	社会保険の加入対象の方は要件を満たす場合、採用決定後、就労可能な健康状態であるかを確認するため、原則健康診断を受診	

5 提出・お問い合わせ先

提出先: 〒188-8666 東京都西東京市南町 5-6-13

西東京市役所子ども若者部児童青少年課管理係

電 話: 042-460-9843(直通)

メール: jidou@city.nishitokyo.lg.jp

担 当: 中村・菅原